

正 誤 表

「令和7年第2回松阪市議会定例会議案」

議案第63号「松阪市コミュニティセンター条例の一部改正について」の一部に誤りがありましたので、次のように訂正をお願いします。

○ 6ページ 附則第3項を次のように訂正をお願いします。

(誤)

(経過措置)

3 この条例の施行日の前日までに、この条例による廃止前の松阪市地区市民センター条例（平成17年松阪市条例第28号）、松阪市中川コミュニティセンター条例（平成17年松阪市条例第251号）、松阪市豊地農耕センター条例（平成17年松阪市条例第252号）及び松阪市豊田農村集落センター条例（平成17年松阪市条例第253号）並びに改正前の松阪市公民館条例（平成17年松阪市条例第247号）の規定によりなされた施行日以後の地区市民センター、松阪市中川コミュニティセンター、松阪市豊地農耕センター、松阪市豊田農村集落センター及び地区公民館利用に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(正)

(経過措置)

3 この条例の施行日の前日までに、この条例による廃止前の松阪市地区市民センター条例（平成17年松阪市条例第28号）、松阪市中川コミュニティセンター条例（平成17年松阪市条例第251号）、松阪市豊地農構センター条例（平成17年松阪市条例第252号）及び松阪市豊田農村集落センター条例（平成17年松阪市条例第253号）並びに改正前の松阪市公民館条例（平成17年松阪市条例第247号）の規定によりなされた施行日以後の地区市民センター、松阪市中川コミュニティセンター、松阪市豊地農構センター、松阪市豊田農村集落センター及び地区公民館利用に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○ 6ページ 附則第6項を次のように訂正をお願いします。

(誤)

(松阪市豊地農耕センター条例の廃止)

6 松阪市豊地農耕センター条例は、廃止する。

(正)

(松阪市豊地農構センター条例の廃止)

6 松阪市豊地農構センター条例は、廃止する。